

再エネ海域利用法に基づく洋上風力の 占用公募と連動した一括検討の流れ

- 本資料は、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」（平成30年法律第89号。以下「再エネ海域利用法」）に基づく洋上風力の占用公募と連動した一括検討の流れ（イメージ）を示すものであり、系統連系希望者の理解促進を主たる目的としています。なお、詳細については業務規程、送配電等業務指針及び「業務規程第80条の規定に基づく電源接続案件一括検討プロセスの実施に関する手続等について」（一括検討の手続等）に規定されています。また、本資料に記載されていない事項については、『発電設備等に関する系統アクセスの流れ』の手続きに従います。
- 本資料は、電源接続案件一括検討プロセスの流れ（イメージ）を含んでおりますが、同プロセスの前提条件は、実施するエリアの送電系統の状況、連系等を希望する電源の状況などにより、プロセスごとに異なります。個々のプロセスについては、一般送配電事業者がプロセスごとに定める前提条件に基づき実施いたしますので、十分ご注意ください。
- 本資料は、今後も、国が定める内容への適合や、系統アクセスの実例、会員その他電気供給事業者からのヒアリング等を踏まえ、適宜、改善・修正いたします。

2021年8月

電力広域的運営推進機関
計画部

項目	ページ
はじめに（国による系統容量確保スキームへの見直し）	3
用語	6
洋上風力の占用公募と連動した一括検討の流れ	7
① 国の要請による暫定容量確保	9
② 工事計画策定・一括検討の開始	10
③ 応募	11
④ 接続検討	14
⑤ 再接続検討	15
⑥ 契約申込み	16
おわりに	20

【洋上風力の占用公募とは】

- 洋上風力発電は、その円滑な導入に向けて再エネ海域利用法※¹により、促進区域※²を指定し、公募にて選定された事業者に対して促進区域の占用を許可するなど必要な海域占用のための仕組みが2019年4月に整備されました。

※¹ 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）

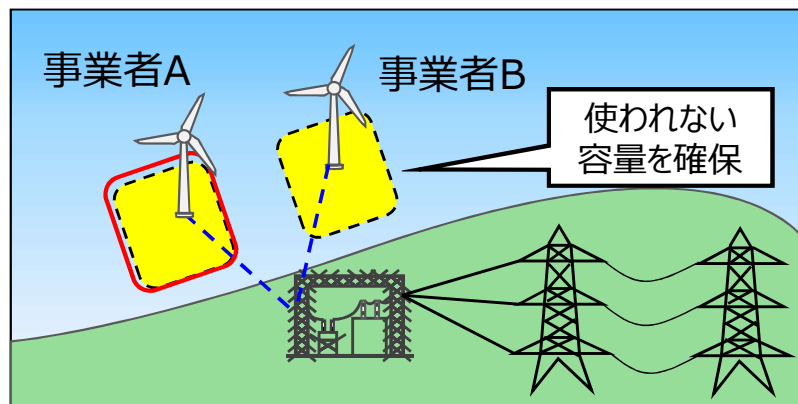
※² 風況・海象等の自然条件が良く、系統接続に必要な系統容量が確保されている等の要件を満たす海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域のこと

【国による系統容量確保について】

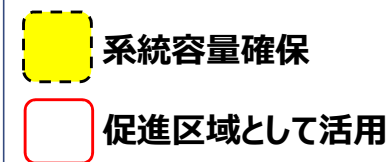
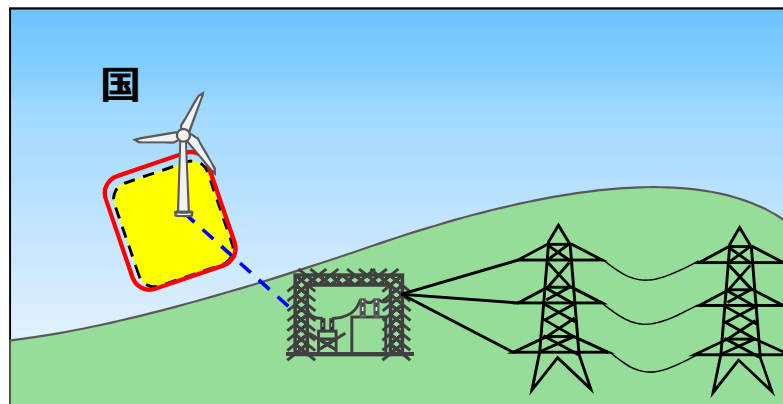
- これまでのルールでは、洋上風力発電事業を希望する事業者が自ら事前に系統容量を確保することが、洋上風力の促進区域の指定の要件になっていました。その結果、複数の事業者が同じ区域で重複して系統容量を確保することにより、本来使われることのない暫定容量が確保され、他の電源の接続に影響を与えていました。
- そのため、国の審議会※³において、新たな系統確保スキームとして、国が望ましい出力規模を決定し、国からの要請に基づき、暫定的な系統容量を確保し、確保した系統容量が起因となりローカル系統の系統増強が必要な場合には電源接続案件一括検討プロセス（以下、「一括検討」という。）を開始すること等が提案されました。

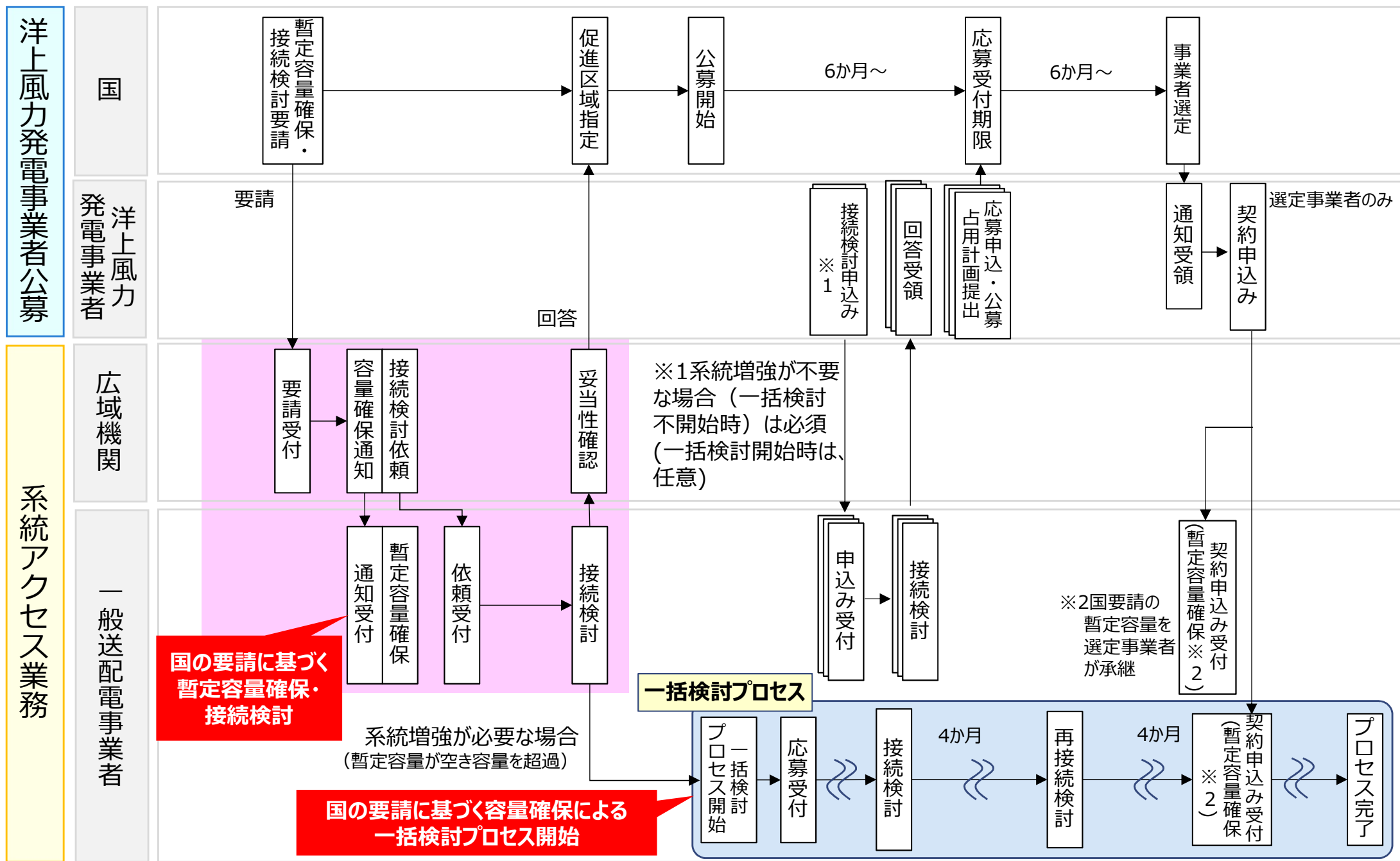
※³ 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会

<現行>



<新しい系統確保スキーム>



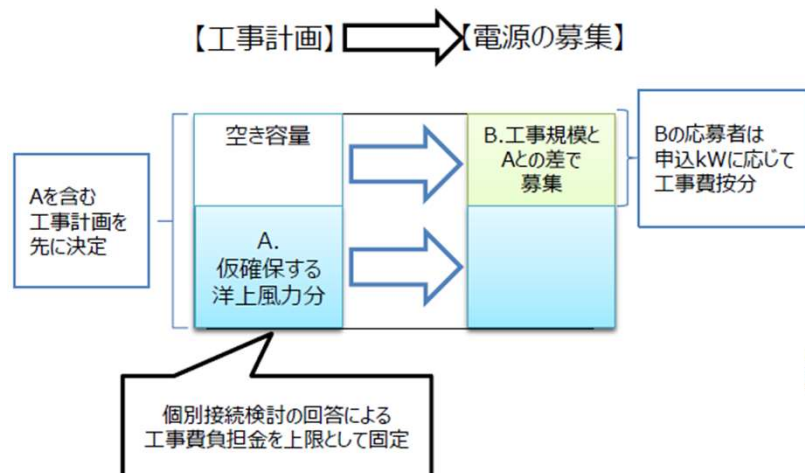


➤ 国の審議会において、占用公募に連動した一括検討の改正案が、以下の通り、提示されました。

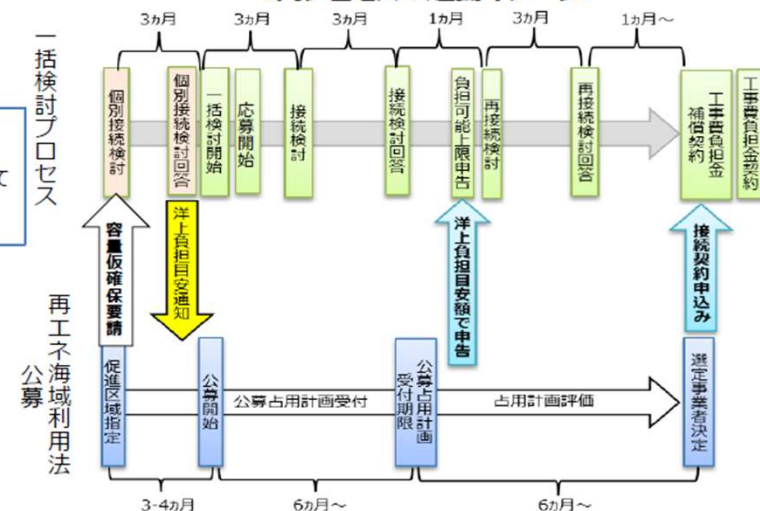
洋上風力の公募プロセスに合わせた一括検討プロセスの改正案

- 洋上風力の費用負担額が早期に確定する仕組みを実現するため、洋上風力の公募プロセスに合わせて仮確保の要請をする場合に限り、一括検討プロセスを以下のように改正してはどうか。
 1. 国からの仮確保の要請により促進区域の規模の系統容量を確保
 2. 一括検討プロセスにおける応募開始前に、一般送配電事業者が、仮確保された容量に加えて、その他の電源ポテンシャルに必要な容量を見積もり、工事計画を策定
 3. 策定した工事計画に基づき一括検討プロセスを行い、洋上風力に加え他の電源を募集
 4. 公募による選定事業者決定後に工事費負担金補償契約を締結
- その他の電源ポテンシャルについては、継ぎ接ぎの系統増強にならないよう配慮しつつ、工期が大幅に延長しない範囲で検討してはどうか。

＜公募と連動させる場合の一括検討のイメージ＞



＜両プロセスの連動イメージ＞

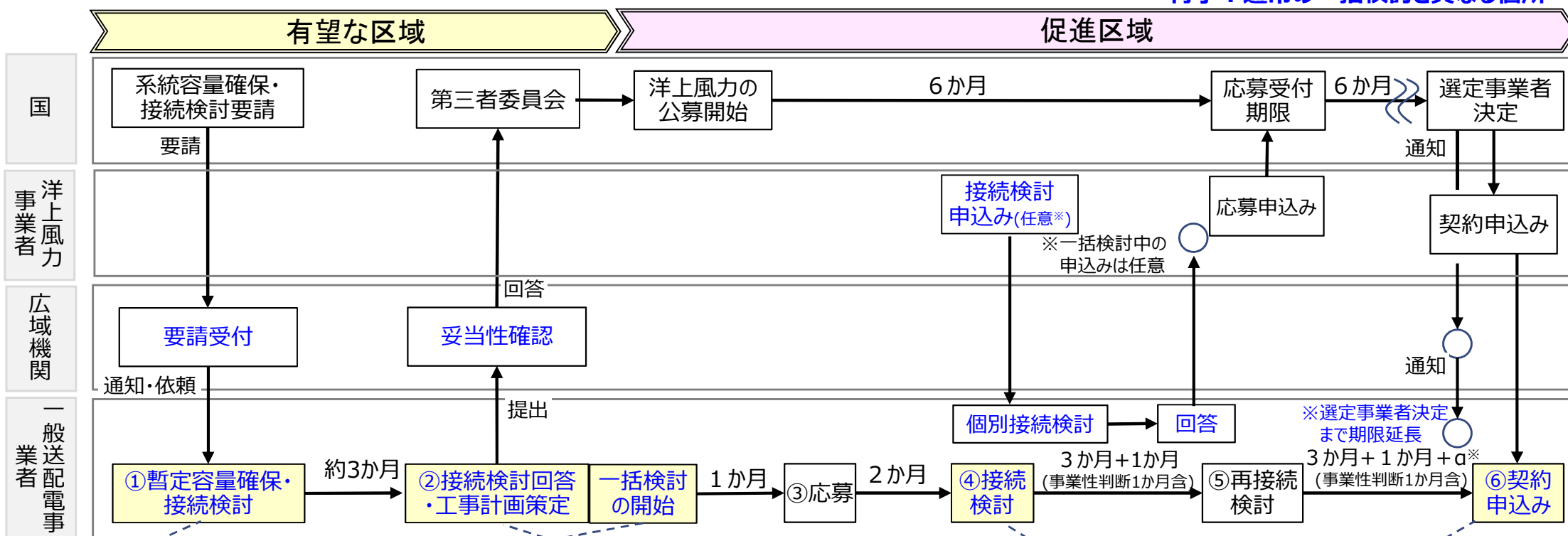


【本資料における主な用語】

語 句	内 容
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するため、基本方針の策定、促進区域の指定、当該区域内の海域の占用等に係る計画の認定制度の創設等の措置を講ずることを規定した法律。（平成30年法律第89号）
電源接続案件一括検討プロセス	近隣の案件も含めた対策を立案し、そこでの連系等を希望する系統連系希望者で増強工事費を共同負担することにより、効率的な系統整備等を図ることを目的とする手続のことで、一般送配電事業者が主宰。
一括検討の手続等	業務規程第80条の規定に基づく電源接続案件一括検討プロセスの実施に関する手続等について（2020年10月1日、電力広域的運営推進機関）
発電設備等	発電設備、電力貯蔵装置その他電気を発電又は放電する設備
選定事業者	再エネ海域利用法第13条第2項第10号に規定された事業者で促進区域内海域において海洋再生可能エネルギー発電設備の整備を行うことにより海洋再生可能エネルギー発電事業を行うべき者として公募により選定された者をいう。
保証金	公平な系統利用を目的とした系統容量の空押さえ防止と円滑な系統アクセスを目的に、系統連系希望者が契約申込み、一括検討の場合は再接続検討時に支払うもので、後に契約等申込みの取り下げ等を行った場合には返還はせず、支払った保証金は工事費負担金に充当する。

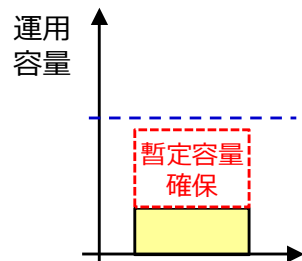
洋上風力の占用公募と連動した一括検討について

青字：通常の一括検討と異なる個所



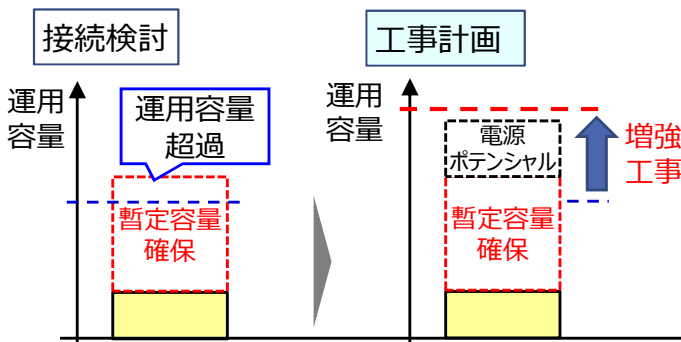
① 国の要請による暫定容量確保

国の要請に基づき、系統容量を確保し、接続検討実施



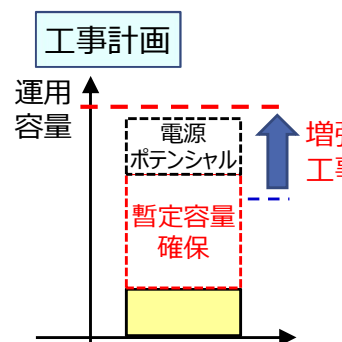
② 工事計画策定・一括検討の開始

確保した系統容量が運用容量を超過する場合、電源ポテンシャルを考慮した工事計画を策定し、一括検討開始



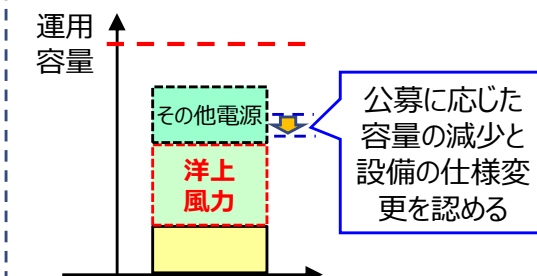
④ 接続検討

工事計画を前提とした接続検討実施



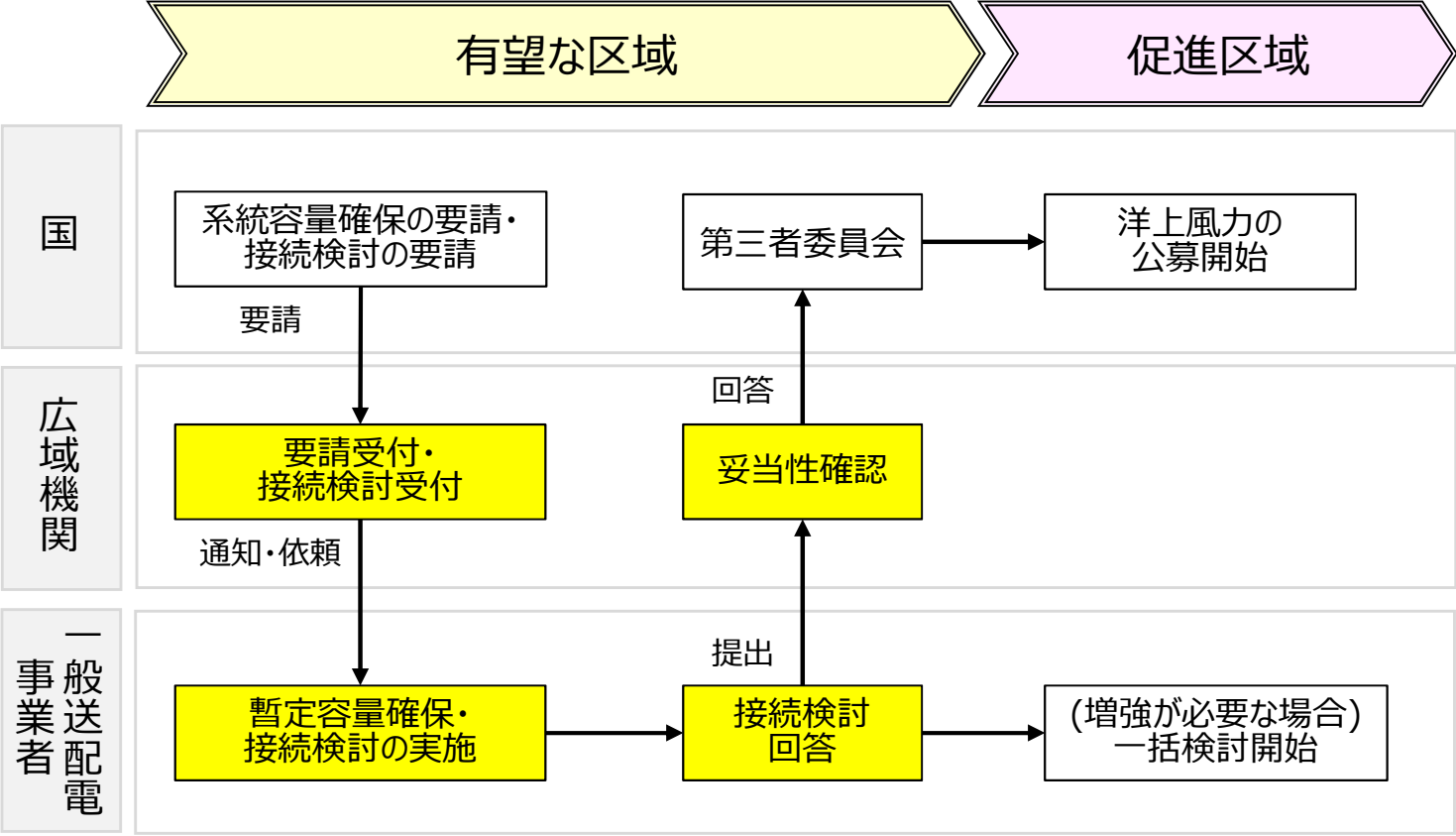
⑥ 契約申込み

・選定事業者は、検討料と保証金を入金
・選定事業者の洋上風力に限り、容量の減少及び設備仕様の変更を認める



- 一般送配電事業者は、本機関から国の要請による暫定容量確保の通知及び接続検討の依頼を受け付けた場合には、該当送電系統の暫定的な容量を確保するとともに、接続検討を実施いたします。
- 本機関は、国に対して、接続検討申込みの受付日から原則 3 か月以内に検討結果を回答します。

＜国からの要請による暫定的な系統容量の確保及び接続検討実施のフロー＞



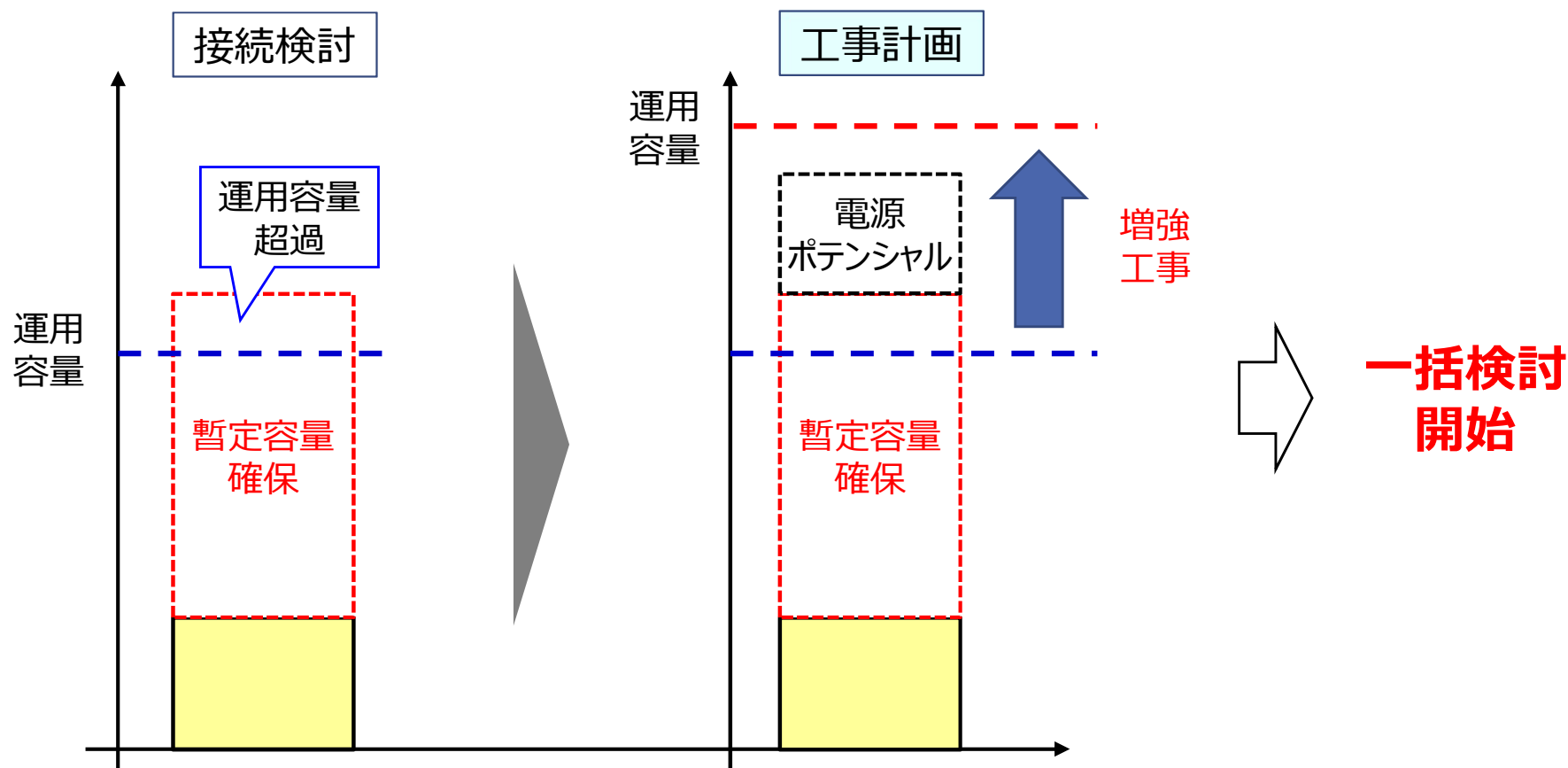
② 工事計画策定・一括検討の開始

暫定容量 確保	一括検討 開始	応募	接続 検討	再接続 検討	契約 申込み
------------	------------	----	----------	-----------	-----------

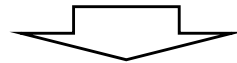
10

- 一般送配電事業者は、国の要請による暫定容量確保が起因となり既存の連系可能量を超過すると判断した場合は、国の要請による暫定容量に加えて電源ポテンシャルも加味した工事計画（以下「一括検討の工事計画」という。）を別途策定いたします。
- 一般送配電事業者は、一括検討の工事計画を本機関に提出したうえで、一括検討の工事計画を前提とした一括検討を開始いたします。

<工事計画の策定と一括検討の開始イメージ>



- 系統連系希望者は、応募申込みの受付開始後、接続検討に関わる検討料を支払っていただくこと等を前提に応募申込み（洋上風力の占用公募に応募する又は応募を予定している発電設備等は除きます。）を行うことができます。



- 一般送配電事業者は、応募申込書及び接続検討申込書に必要事項が記載されていること及び検討料が入金されていることを確認の上、応募申込みを受け付けます。
- 一般送配電事業者は、受付した全ての系統連系希望者の接続検討の申込内容を前提に接続検討を実施し、原則 3 か月以内（申込件数が著しく多い等の理由で超過する場合があります。）に検討結果を回答します。

＜洋上風力の占用公募と連動した一括検討に応募可能な系統連系希望者＞

系統連系希望者	一括検討応募可否
同一系統に接続を希望する洋上風力以外の発電事業者	応募可能
公募プロセスに参加を予定している洋上風力事業者	国が公募プロセス分の容量を確保しているため、応募はできません※ ※国の要請による暫定容量を確保していない系統状況を前提条件とした接続検討を申し込むことができます（スライド12参照）。

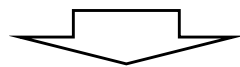
③応募（洋上風力の占用公募への応募を予定している事業者の取扱い）

暫定容量 確保	一括検討 開始	応募	接続 検討	再接続 検討	契約 申込み
------------	------------	----	----------	-----------	-----------

12

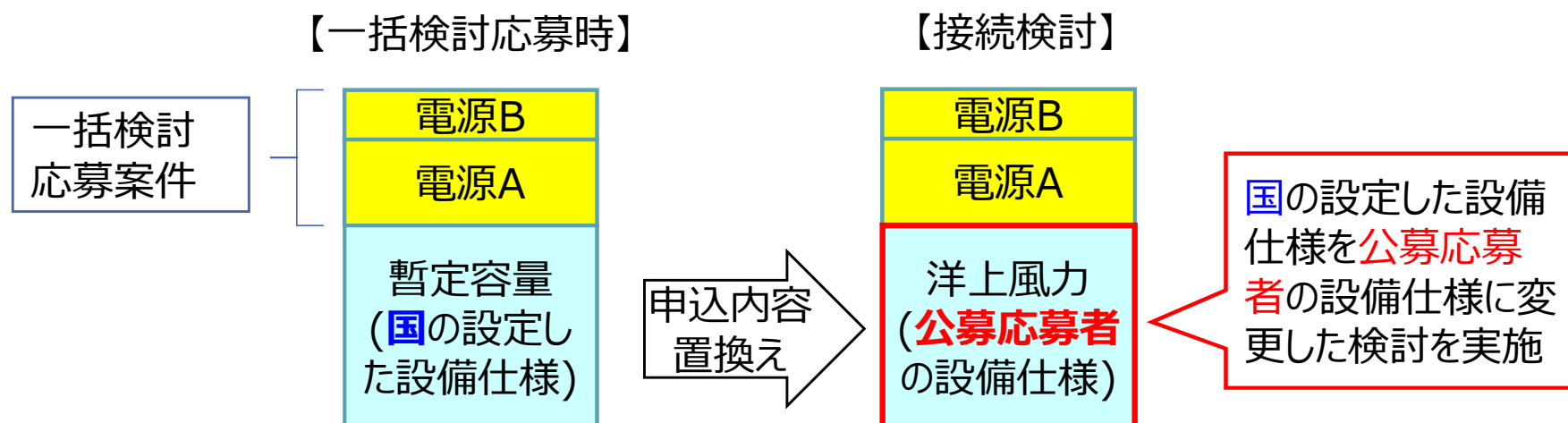
- 洋上風力の占用公募に応募を予定している系統連系希望者は、事業予見性を高める観点から、接続検討に関わる検討料を支払っていただくこと等を前提として、国の要請による暫定容量を確保していない系統状況を前提条件とした接続検討※4の申込みを行うことができます（申込みは任意）。
- 上記の申込みを行う場合には、接続検討申込書の特記事項に洋上風力の占用公募に応募することを記載してお申込み下さい。（詳細は広域機関HPに公表している特別高圧接続検討申込書記載例（風力）をご確認下さい。<http://www.occto.or.jp/access/kentou/youshiki.html#kentou>）

※4 現在の系統状況とは異なる接続検討のため、この回答書をもって個別の契約申込みはできません。



- 一般送配電事業者は、上記接続検討において、アクセス線の工事費負担金のほか、国の要請による暫定容量確保の設備仕様を申込事業者の設備仕様で接続検討を行い、回答する。

<一括検討中における公募応募者の接続検討イメージ>



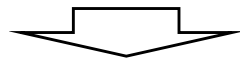
③応募 (占用公募の発電場所と重複した応募申込みの取扱い)

暫定容量 確保	一括検討 開始	応募	接続 検討	再接続 検討	契約 申込み
------------	------------	----	----------	-----------	-----------

13

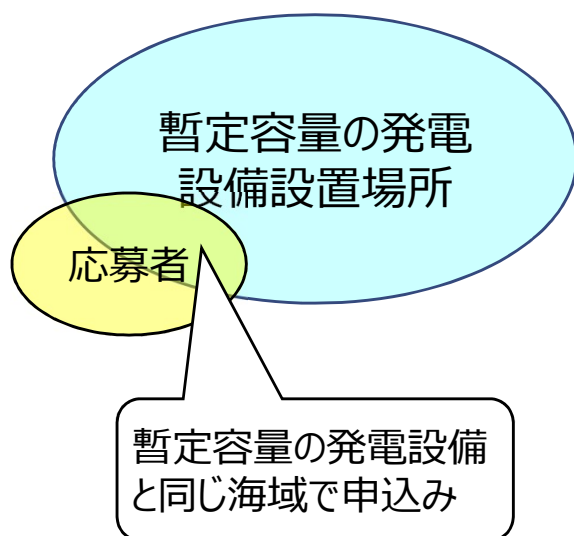
<占用公募の発電場所と同じ海域で重複した応募申込みの取扱い>

- 一般送配電事業者は、占用公募の発電場所と同じ海域で重複した応募申込みを確認した場合には、当該系統連系希望者へ発電場所が同じ海域で重複していることを通知いたします。

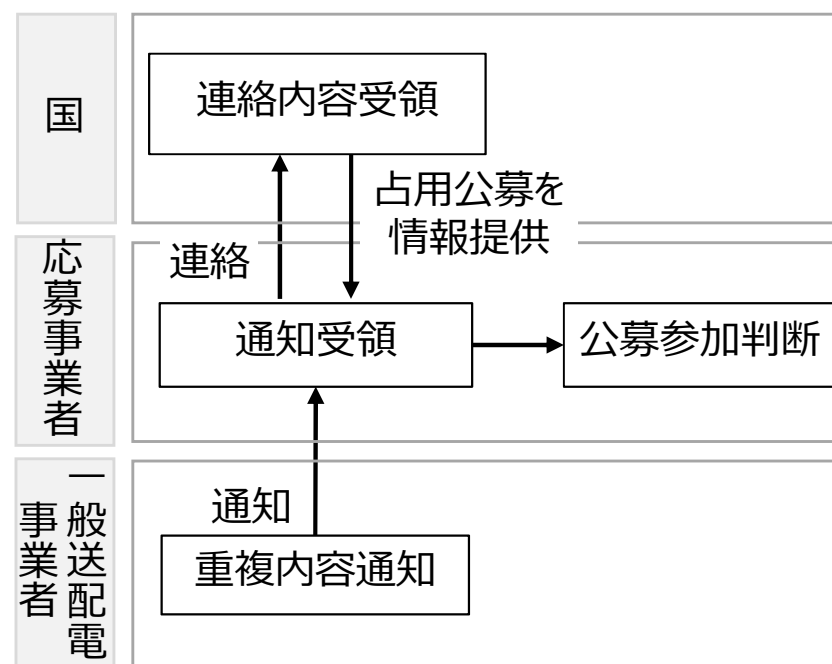


- 一般送配電事業者から占用公募の発電場所と同じ海域で重複している旨の通知を受けた系統連系希望者は、国にその内容を伝えた上で、占用公募に参加するか判断してください。

<設置場所が暫定容量と重複しているイメージ>



<設置場所が暫定容量と重複した場合のフロー>



④ 接続検討

暫定容量 確保	一括検討 開始	応募	接続 検討	再接続 検討	契約 申込み
------------	------------	----	----------	-----------	-----------

14

- 一般送配電事業者は、国の要請による暫定容量に加えて、その他の電源ポテンシャルに必要な容量を見積った一括検討の工事計画の内容を前提に、接続検討の回答に必要な事項について検討を実施します。
- 一般送配電事業者は、応募申込みの最大受電電力の合計が一括検討の工事計画において想定した最大連系可能量を超えた場合であっても、一括検討の工事計画を前提とした検討を実施します。
- 工事費負担金は電源線に係る費用に関する省令、費用負担ガイドライン、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン（以下「促進区域指定ガイドライン」という。）による国からの要請の内容及び一般送配電事業者が公表した工事費負担金の具体的な算出方法に基づき算出します。

⑤ 再接続検討

暫定容量 確保	一括検討 開始	応募	接続 検討	再接続 検討	契約 申込み
------------	------------	----	----------	-----------	-----------

15

- 一般送配電事業者は、国の要請による暫定容量に加えて、その他の電源ポテンシャルに必要な容量を見積った一括検討の工事計画の内容を前提に、再接続検討を実施いたします。
- 国の要請による暫定容量は連系可能量以内として扱います。

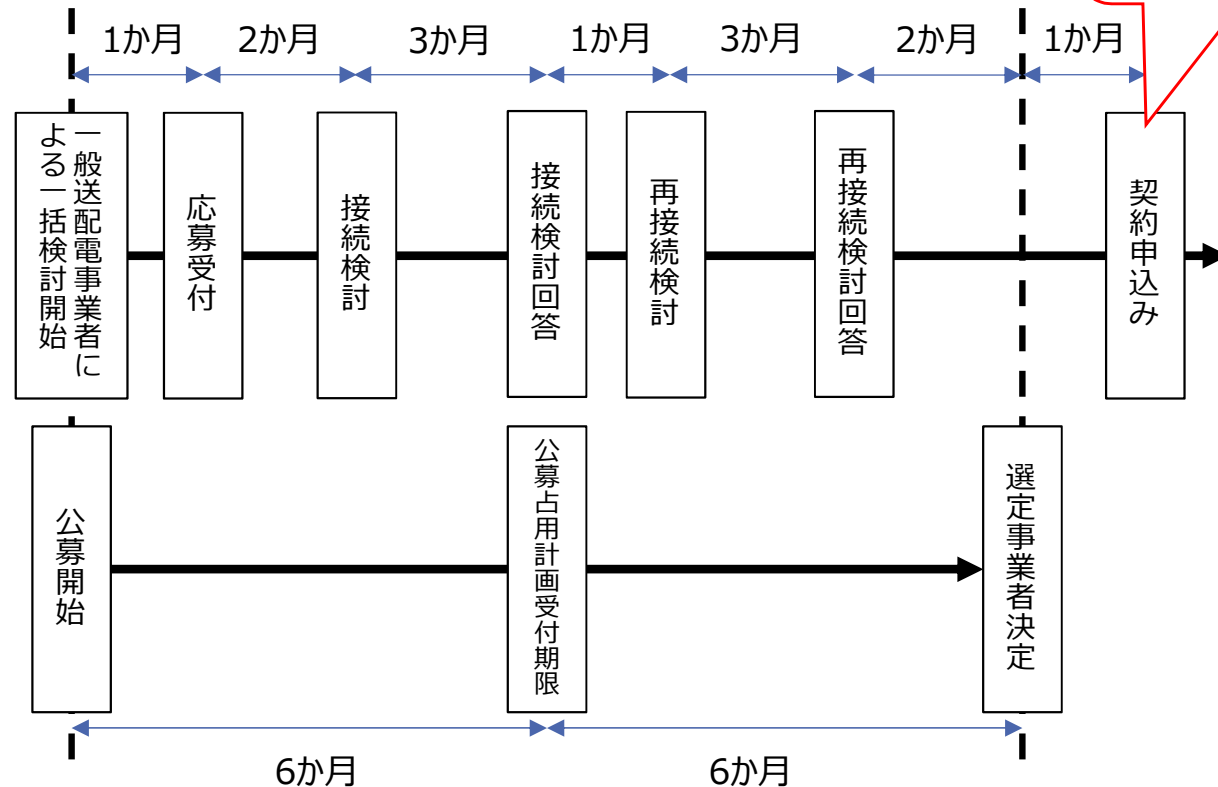
⑥ 契約申込み（契約申込みの受付期限）

暫定容量 確保	一括検討 開始	応募	接続 検討	再接続 検討	契約 申込み
------------	------------	----	----------	-----------	-----------

16

- 再接続検討の回答を受領した選定事業者及びその他の系統連系希望者は、回答内容を踏まえ、引き続き募集対象となる送電系統への連系等を希望する場合には、選定事業者が選定された日から起算して20営業日以内に、一般送配電事業者と工事費負担金補償契約を締結すること等を前提に、契約申込みを行わなければなりません。

＜標準スケジュールの場合の契約申込みの受付期間＞ （再接続検討回答日より選定事業者の決定日が遅い場合のイメージ）

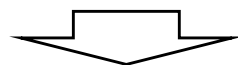


⑥ 契約申込み (選定事業者の保証金と検討料の支払い)

暫定容量 確保	一括検討 開始	応募	接続 検討	再接続 検討	契約 申込み
------------	------------	----	----------	-----------	-----------

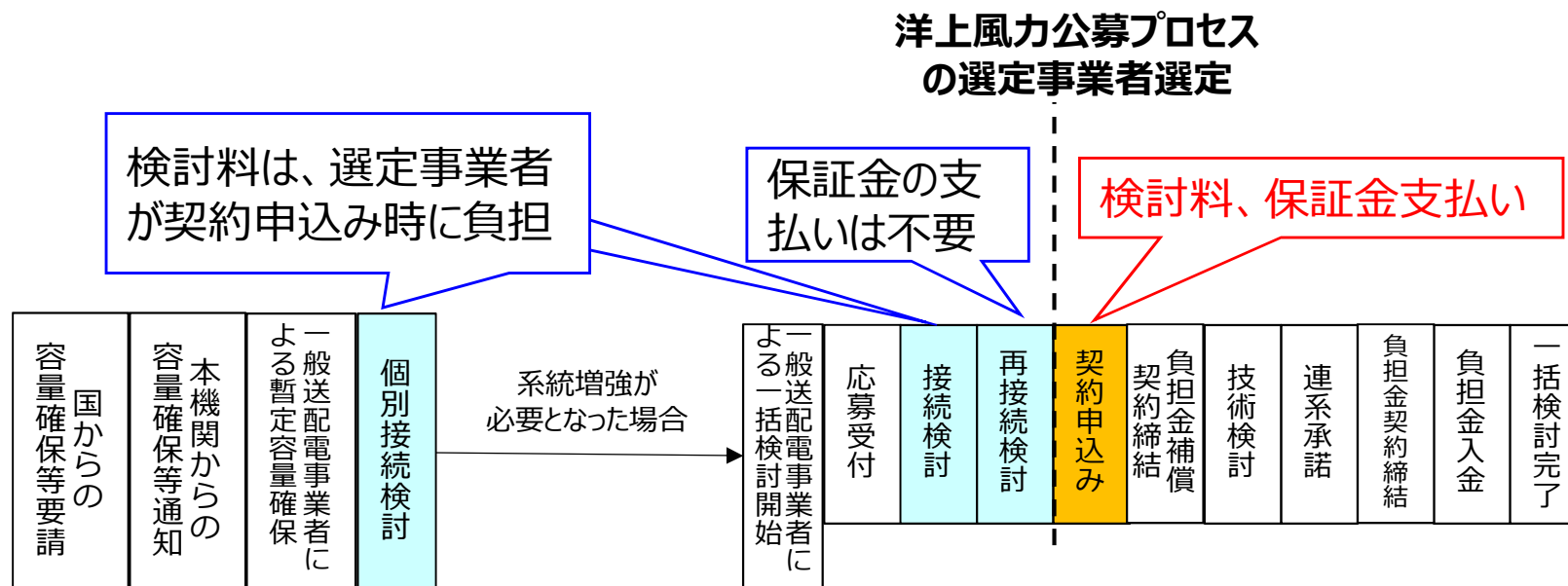
17

- 一般送配電事業者は、契約申込書及び負担可能上限額申告書に必要事項が記載されていること及び検討料、保証金が入金されていることを確認の上、契約申込みを受け付けます。



- 選定事業者は、契約申込みに際して、国の要請による個別の接続検討における検討料、国の要請による暫定容量確保が起因となり開始した一括検討の接続検討における検討料、計2回分の検討料、及び保証金をお支払いいただきます。

<選定事業者が支払う検討料及び保証金 イメージ>

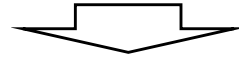


⑥ 契約申込み（選定事業者の申込み手続き）

暫定容量 確保	一括検討 開始	応募	接続 検討	再接続 検討	契約 申込み
------------	------------	----	----------	-----------	-----------

18

- 一括検討の契約申込みを行うには、一括検討の再接続検討回答を受領した者でなければなりませんが、選定事業者は一括検討に参加していないことから、再接続検討回答を受領していません。
- そのため、国に回答した一括検討における接続検討の回答及び再接続検討の回答を選定事業者
に回答したものとして取り扱います。



- 選定事業者は契約申込みにおいて必要となる書類及び国からの占用公募に選定されたことを証明する通知文書を一般送配電事業者に対して提出していただきます。

⑥ 一括検討の契約申込み (選定事業者からの契約申込みに係る対応－ 1)

暫定容量 確保	一括検討 開始	応募	接続 検討	再接続 検討	契約 申込み
------------	------------	----	----------	-----------	-----------

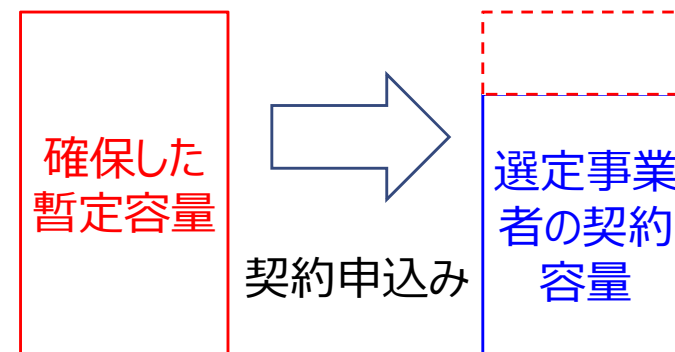
19

- 一括検討プロセス中の申込内容の変更は原則認めておりませんが、国の要請による暫定容量確保の前提となった設備設計に対する選定事業者が行う設備の仕様変更について、契約申込み時に限り、これを認めます。
- また、国の要請による暫定容量より最大受電電力を減少させた選定事業者の契約申込みについて、契約申込み時に限り、これを認めます。
- 上記の変更に伴う工事費負担金の算定については、電源線に係る費用に関する省令、費用負担ガイドライン、促進区域指定ガイドラインによる国からの要請の内容及び一般送配電事業者が公表した工事費負担金の具体的な算出方法に基づき算出します。

＜設備の仕様変更をした申込み＞

	暫定容量確保の 前提	選定事業者の 設備仕様
連系地点	〇〇町〇〇地点	△△町△△地点
発電機	〇〇製	△△製
発電機台数	〇〇台	△△台
定格容量	〇〇kVA	△△kVA
連系用変圧器	〇〇製	△△製
インピーダンス	〇〇 + j〇〇	△△ + j△△

＜暫定容量を減少した申込み＞



送配電等業務指針及び一括検討の手続等並びに制度面に関する意見・要望・質問等については、本機関にお願いします。

次の問合せフォームから送付ください。

- ・本機関「系統アクセス 事前相談・接続検討に関する問合せフォーム」

<https://www.occto.or.jp/contact/keitou-form.html>

- ・本機関「電源接続案件一括検討プロセスに関する問合せフォーム」

https://www.occto.or.jp/contact/anken_kentou-form.html